

東区行政推進会議の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年浜松市規則第33号)第10条第4項の規定に基づき、東区行政推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、区役所内部及び区役所と東区内の事業所等との間の協議及び連絡調整を行うため、次に掲げる事項について、協議、報告、連絡等を行う。

(1) 東区の重要な施策の決定、変更、廃止等に関する事項

(2) 市の重要施策(前号に掲げるものを除く。)で東区役所及び東区内の事業所の職員に周知を図る必要がある事項

(3) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、別記に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させるものとする。

(議長及び副議長)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は区長とし、副議長は副区長とする。

3 議長は、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、議長が招集する。

2 定例会は、概ね毎月1回開催する。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は中止するものとする。

3 臨時会は、区長が必要の都度招集する。

4 区長は、会議の議事が軽易な報告又は事務連絡に係るものである場合は、資料の回覧をもって会議の開催に代えることができる。

(付議手続)

第6条 各課の長又は事業所等の長は、推進会議に付議すべき事項があるときは、あらかじめ区振興課へ推進会議提案書(別記様式)に関係書類、資料等を添えて提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合の提出期限については、この限りでない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、区振興課において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 9 月 1 日から施行する。

別記(第 3 条関係)

区長、副区長、区振興課長、区民生活課長、社会福祉課長、長寿保険課長、健康づくり課長

